

## 災害時における停電復旧及び啓開作業の相互協力に関する覚書

江戸川区（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社江東支社（以下「乙」という。）は、令和2年9月28日付で締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」第5条に基づき、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的及び原則）

第1条 本覚書は、甲及び乙が停電復旧作業並びに道路及びその他区域の啓開作業を早急に実施するため、円滑に作業に当たれるよう相互協力を行うことを目的とする。

2 相互協力にあたっては各所管法令等の定めに従って対応するものとする。なお、停電の長期化や復旧に緊急を要する状況などにおいては、双方協議の上、必要と認められる場合に、災害対策基本法に基づき相互に協力する。

### （対象区域）

第2条 本覚書の対象となる区域は、甲が管理する道路区域を原則とし、道路啓開に必要と判断された場合は、道路法第44条に基づき指定された沿道区域を含むものとする。

2 その他に相互の協力が必要な区域が発生した場合については、甲乙協議の上、必要な範囲について定めるものとする。

### （対象作業）

第3条 本覚書の対象となる作業は、乙が行う停電復旧作業及び甲が行う啓開作業の支障となる電力設備、樹木・飛来物等の障害物の除去作業を対象とする。

### （要請の手続）

第4条 乙が甲に対して停電復旧作業への協力若しくは啓開作業の実施を要請する場合、又は甲が乙に対して啓開作業への協力若しくは停電復旧作業の実施を要請する場合は、原則としてあらかじめ次の各号に定める事項を記載したメール等電子媒体を提出するものとする。

（1）要請の種別（電力設備の除去／障害物の除去／両者）

（2）場所（直近の電柱番号、住所、地図等）

（3）作業内容

（4）作業希望日時

（5）要請者連絡先

（6）その他必要な事項

2 緊急と判断された場合には、口頭、電話等で要請を行うことができる。ただし、作業の実施後、前項に基づく手続を行う。

### （道路区域における作業の実施）

第5条 甲又は乙が要請を受けた場合、災害時に担う自らの業務に支障のない範囲で作業を行うものとする。

2 甲は、迅速な道路啓開に乙の電気工作物が支障をきたすと判断した際は、乙からの要請の有無にかかわらず、乙に代わり障害物の除去作業を実施することができる。

3 前項の作業を実施する際、甲は乙に対し、現場の安全確認を判断できる技術員の派遣を要請する。

4 乙は、停電復旧を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、甲からの要請を待たず、電話等で甲に連絡した上で、啓開作業を実施することができる。

(その他区域における作業の実施)

第6条 第2条第2項の区域における作業については、前条の規定に準じて甲乙協議の上、実施するものとする。

(費用負担)

第7条 前2条に基づき実施された復旧作業及び啓開作業の費用負担は、別添1「災害時における障害物の除去等に関わる停電復旧作業・啓開作業の費用負担」による。

2 甲及び乙は前項による請求を精査し速やかに費用を支払う。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、自然災害に伴い所管施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別添2「災害時における障害物の除去等に関わる連絡体制」に基づき、相互協力のための連絡体制を確立し別途共有する。

2 前項の連絡体制に係る各機関部署の窓口に変更が生じた場合は、随時更新の上、甲乙共有する。

(実施責任)

第9条 関係機関への周知や第三者からの問い合わせ等の対応は、甲及び乙が連携して行う。

2 作業に伴い発生した事故・災害への対応は、作業を実施した者が責任を持って行う。

(定めのない事項等)

第10条 本覚書に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本覚書締結の証として、本書を2通作成し甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年12月24日

甲 東京都江戸川区中央一丁目4番1号  
江戸川区長 齊藤 猛

乙 東京都江東区大島三丁目4番5号  
東京電力パワーグリッド株式会社  
江東支社長 中島 宏幸